

地域の防災活動に 貢献する ブロック塀診断士



ブロック塀診断士 講習試験



ブロック塀診断士資格は、既存ブロック塀等の性能評価を行う者の知識と技術を認定する資格です。

地域の安全、環境保持を目的に、ブロック塀の危険個所の調査を行い、地震等における災害を防止します。また、リフォーム需要に対応し、既存ブロック塀の診断業務を行います。

【受講・受験資格】

1級・2級建築士、1級・2級建築施工管理技士
1級・2級土木施工管理技士、1級・2級造園施工管理技士
1級・2級ブロック建築技能士、1級エクステリアプランナー
建築コンクリートブロック工事士

【講習・試験の内容】

ブロック塀等における、設計・施工において専門技術者が通常有すべき知識と技術の程度を基準として、ブロック塀の基礎知識・法令・構造・配筋・使用材料・診断方法等を、5時間講習します。
講習終了後、資格審査試験(四肢択一式 20問 50分)を実施します。

【受講手数料】

一般 :41,800円(税込)
適応税率10% 消費税額3,800円

【資格登録】

資格審査試験に合格された方は、資格登録が必要です。ご登録いただくと、資格証およびブロック塀診断士腕章等をお送りいたします。
資格登録料 8,800円(税込)

2026年度開催日程

長野県佐久市

8月20日[木]

9時30分～16時40分

佐久平交流センター(予定)
長野県佐久市佐久平駅南4-1

受講申込受付期間

6月1日[月]～7月24日[金]

東京浅草橋

9月17日[木]

9時30分～16時40分

東京文具共和会館
東京都台東区柳橋1-2-10

受講申込受付期間

7月1日[水]～8月20日[木]

静岡市

10月21日[水]

9時30分～16時40分

静岡県男女共同
参画センター あざれあ
静岡市駿河区馬淵1-17-1

受講申込受付期間

8月3日[月]～9月24日[木]

青森市

11月27日[金]

9時30分～16時40分

青森市 はまなす会館(予定)
青森市間屋町1-10-10

受講申込受付期間

9月7日[月]～10月30日[金]

大阪市

1月28日[木]

9時30分～16時40分

エル・おおさか
大阪市中央区北浜東3-14

受講申込受付期間

11月2日[月]～12月25日[金]

オンライン

2月25日[木]

9時30分～17時

受講にはパソコンが必要です。
予めZoomのシステム要件をご確認ください。

受講申込受付期間

12月18日[金]～2月1日[月]

【お問合せ】 公益社団法人 日本エクステリア建設業協会 ブロック塀診断士係
TEL 03-3865-5671 Email : info@jpex.or.jp

開催の最新情報、
お申込みはこちらからどうぞ



ブロック塀診断士®

～ブロック塀診断士資格制度について～

【経緯】

1978年6月に発生した宮城県沖地震以後、幾多の地震において、ブロック塀・石塀等の倒壊により尊い人命が奪われるという災害が生じています。1995年1月に発生した兵庫県南部地震を契機として施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、既存不適格建築物の耐震診断及び耐震改修が実施されましたが、ブロック塀に関しては十分な対策とは言えないのが現状でした。

そのような状況から、当協会は1997年11月にブロック塀に関わる学識経験者、施工者等で構成するブロック塀診断士制度特別委員会を設置し、既存ブロック塀の安全対策の取組みとして、“ブロック塀診断士”制度の制定に向けた規程を作成し、当時の建設省（現国土交通省）と協議を行い1998年4月に『ブロック塀診断士』という制度を発足させました。

【目的】

ブロック塀診断士制度は、既存ブロック塀等の性能評価を実施する者の資格として認定するものです。ブロック塀診断士は、当協会と緊密な連携のもと、地域の行政庁が防災政策の一環として取り組む活動に貢献するものとします。

- ①既存ブロック塀等の耐震診断及び判定を行う。
- ②ブロック塀等における違法な設計・施工に対して、正しい手法を指導する。
- ③国土交通省等の要請による当協会が実施する防災の啓発活動に参加し、広く国民に防災知識を普及させることに努める。

以上のような取組みにより、ブロック塀等に対する安全、安心につながり、災害時における人的被害の撲滅、並びに避難路の確保や緊急車両の円滑な通行を可能とすることへの働きかけを目的とします。

【ブロック塀診断活動における留意点】

耐震改修促進法施行令等が改正され、2019年から避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等が耐震診断の義務付け対象に追加されました。この診断については、日本建築防災協会の『既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習』を修了した1級建築士、2級建築士、木造建築士またはブロック塀診断士が、義務付けにかかる既存ブロック塀等の耐震診断にかかる資格者として国土交通大臣より認定され、耐震診断を実施することができます。

※『既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習』については、一般財団法人日本建築防災協会のホームページをご確認ください。

【公正な資格制度であるために】

- ブロック塀診断士の有資格者で診断士登録をしている方が『ブロック塀診断士』を称することができます。
- ブロック塀診断士のための講習会、セミナー、情報提供等は当協会が行っています。
- 『ブロック塀診断士』は、当協会で商標登録しております。登録第5173056号